

(事件事例)

Aは、車で通勤途中、Bの運転する車に追突にあいケガを負った。Bは100%過失を認めた。

- ・入院3か月、通院・リハビリ30日で完治した。

労災保険の保険対象

- ・業務災害
- ・通勤災害

労災保険請求と自賠責保険請求

- ① 労災と自賠責保険で重複する項目は金額の調整を行います。
- ② 労災と自賠責保険で重複しない項目は、夫々から保険金を受け取ります。
一保険会社は、金額の調整を行います。

調整方法（自動車保険付保の場合）

- ① 重複する項目では労災と自賠責保険の高い方の金額を採用します。
- ② 先に低い方の金額を受け取っているときは、もう一方から足りない金額を受け取ります。
一二重取りはできません。高い方の金額を採用します。

労災＝80万円、自賠責＝100万円の場、⇒労災保険を先に請求した場合、20万円を自動車保険に請求します。

(通期事故の場合の特例)

労災の「休業特別支給金」（日額給与の20%）を別途請求できます。

- ・自賠責請求（月収30万円／日10,000円）：30万円＋6万円＝36万円
月収の20%＝6万円を労災保険に請求します。

(自賠責保険にしかない項目)

- ① 入通院慰謝料
- ② 後遺障害慰謝料
- ③ 死亡慰謝料

(労災と自賠責の手続き順序)

- ・通常自賠責を先行して請求します。
 - ・厚生労働省の見解：自賠責・自動車保険を先に利用することを進めています。
 - ・休業損害請求：労災（全額無期限で請求できる。）
- ① 自賠責（120万限度）で請求し、残りを労災に請求します。この場合休業特別支給金を受け取ることができます。（給付基礎日数20%）×20%
 - ② 120万限度以後労災請求を行います。（60%＋20%）が支給されます。

(自賠責保険より労災保険を使った方が良い場合)

- ① 事故の過失割合が大きい場合
- ② 過失割合で相手ともめている場合
- ③ 無保険車や任意保険未加入車の場合

④ 盗難車の事故などで車の所有者が運行供用責任を三苦ない場合

以上のことを参考にして事故の解決を図りましょう。

- ① 自賠責保険を使います。120万円以降は、労災保険を適用します。差額は自動車保険で賄います。
- ② 休業損害： 自賠責保険を適用します。休業特別支給金+20%を労災保険に請求します。
- ③ 通院交通費：実費請求します。
- ④ 慰謝料：自賠責で請求します。
- ⑤ その他：労災請求可能金額

以上